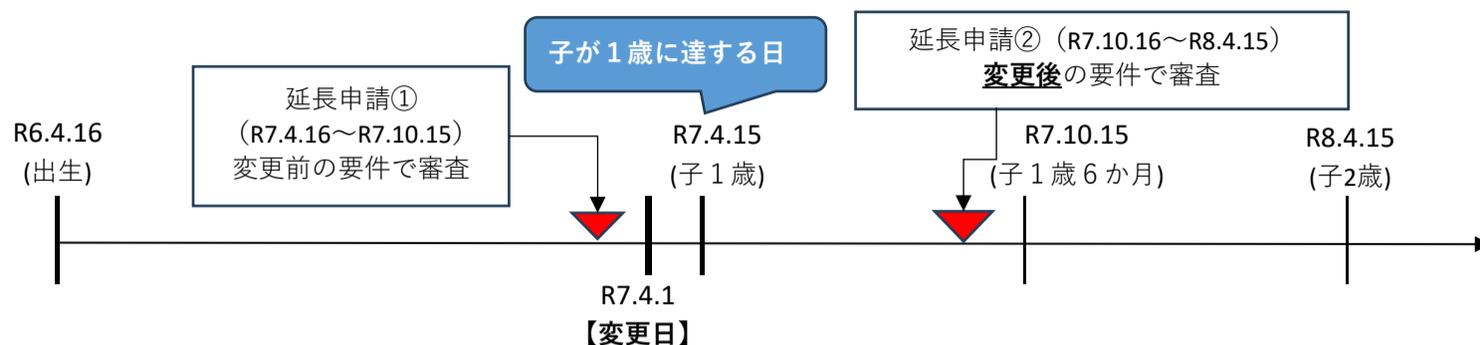


## 変更日前後の育児休業手当金の延長申請パターン別審査イメージ

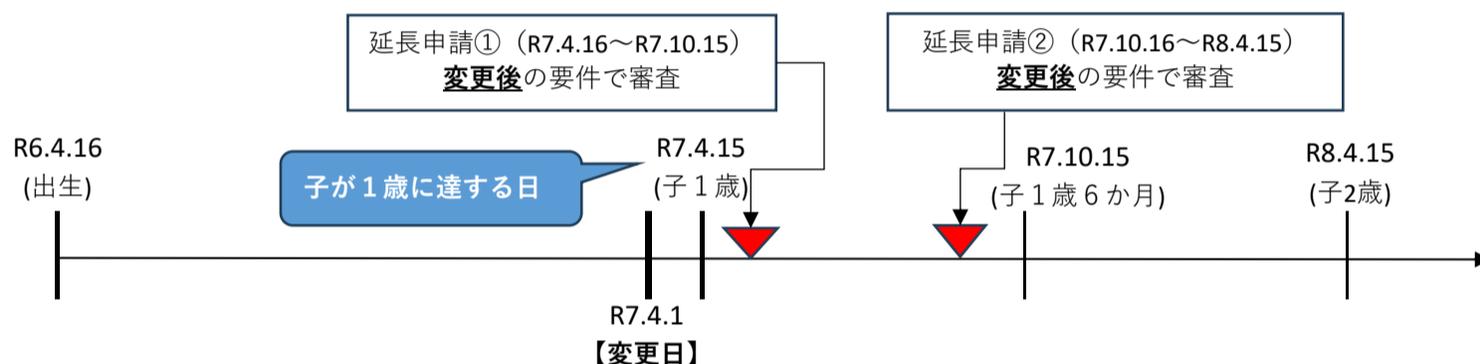
(参考)

【パターン①】 1歳から1歳6か月までの延長を変更日前に申請し、1歳6か月以降の延長を変更日以降に申請



- ・延長申請①（1歳から1歳6か月までの延長申請）の時点では、変更日以降に子が1歳に到達するが、延長の手続きは変更日前  
⇒変更前の要件で審査
- ・延長申請②（1歳6か月から2歳までの延長申請）の時点では、変更日以降に子が1歳6か月に到達しており、延長の手続きも変更日以降  
⇒変更後の要件で審査

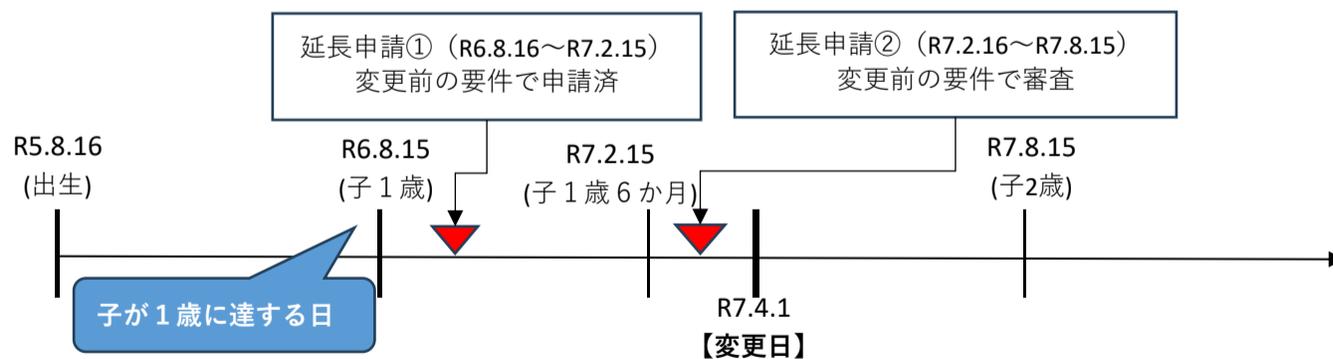
【パターン②】 1歳から1歳6か月までの延長及び1歳6か月以降の延長いずれも変更日以降に申請



- ・延長申請①（1歳から1歳6か月までの延長申請）の時点では、変更日以降に子が1歳に到達しており、延長の手続きも変更日以降  
⇒変更後の要件で審査
- ・延長申請②（1歳6か月から2歳までの延長申請）の時点では、変更日以降に子が1歳6か月に到達しており、延長の手続きも変更日以降  
⇒変更後の要件で審査

【パターン③】 1歳から1歳6か月までの延長及び1歳6か月以降の延長いずれも変更日前に申請

※1歳から1歳6か月までの延長は、申請済

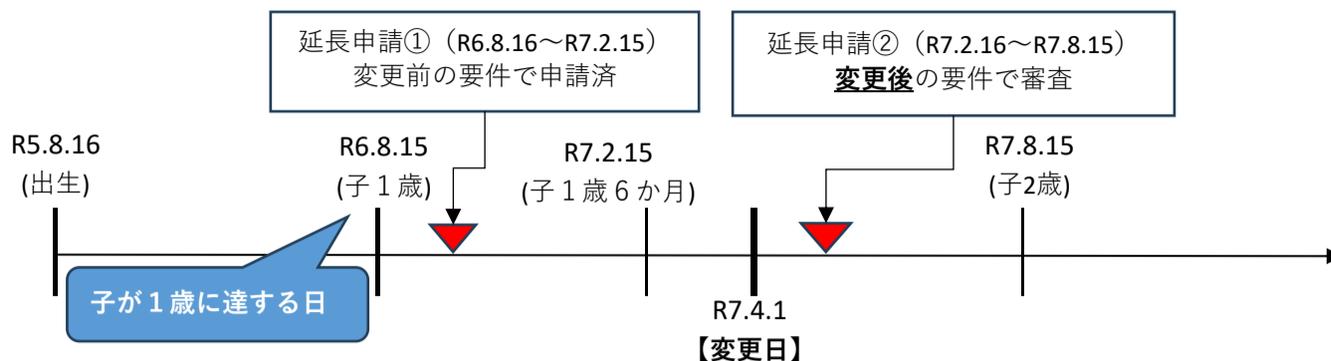


- ・延長申請①（1歳から1歳6か月までの延長申請）の時点では、変更日前に子が1歳に到達しており、延長の手続きも変更日前  
⇒変更前の要件で審査し、1歳から1歳6か月の期間について申請済
- ・延長申請②（1歳6か月から2歳までの延長申請）の時点では、変更日前に子が1歳6か月に到達しており、延長の手続きも変更日前  
⇒変更前の要件で審査

《次ページへ続きます》

【パターン④】 1歳から1歳6か月までの延長を変更日前に申請し、1歳6か月以降の延長を変更日以降に申請

※1歳から1歳6か月までの延長は、申請済



・延長申請①（1歳から1歳6か月までの延長申請）の時点では、変更日前に子が1歳に到達しており、延長の手続きも変更日前

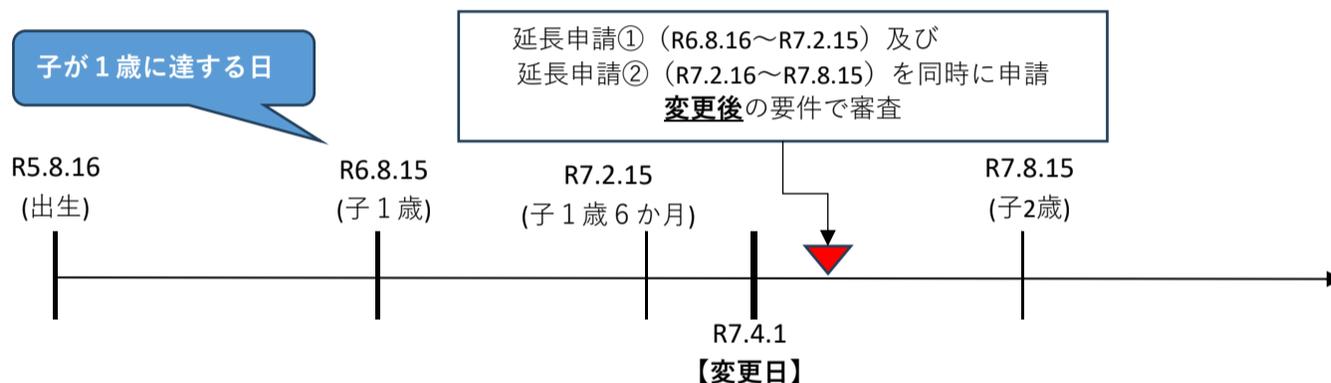
⇒変更前の要件で審査し、1歳から1歳6か月の期間について申請済

・延長申請②（1歳6か月から2歳までの延長申請）の時点では、変更日前に子が1歳6か月に到達しているが、延長の手続きは変更日以降

⇒変更後の要件で審査

【パターン⑤】 1歳から1歳6か月までの延長及び1歳6か月以降の延長いずれも変更日以降に申請

（保育所等に入所できていないが延長申請を失念していた場合を想定）



・延長申請①（1歳から1歳6か月までの延長申請）の時点では、変更日前に子が1歳に到達しているが、延長の手続きは変更日以降

⇒変更後の要件で審査

・延長申請②（1歳6か月から2歳までの延長申請）の時点では、変更日前に子が1歳6か月に到達しているが、延長の手続きは変更日以降

⇒変更後の要件で審査